

町会等掲示板設置補助金制度のご案内

町会等（町会・自治会）が掲示板を新設又は建て替えるとき、それに要する経費の一部を補助いたします。この制度は、町会等の広報活動を支援し、地域活動の活性化を図ることを目的としています。

対象団体

区と「町会又は自治会に対する事務委託契約」を締結している団体

対象掲示板

◎ 町会等がその区域内に設置する掲示板で、次の要件を満たすものです

- (1) 私有地（私道を含む）又は占用許可を受けた区道
- (2) 掲示面の大きさは、原則 0.8 m²（1.0m×0.8m目安）以上のもの
- (3) 新設又は建て替えるもの

※ 修繕のための経費は対象となりません

補助金額

- (1) 経費の2分の1以内（千円未満切捨て）
- (2) 10万円を限度
- (3) 同一年度内1回限り

※ 次の経費は補助対象になりません。

- ① 設置する用地の取得又は借地にかかる経費
- ② 設置場所の整備にかかる経費
- ③ 既存掲示板の撤去経費
- ④ 消費税などの公租公課
- ⑤ 掲示板の維持管理や運用にかかる経費

申請方法

裏面の「補助金申請のながれ」をご参照ください。提出書類など詳しくは地域振興課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》江東区地域振興部地域振興課地域振興係

TEL 3647-4962

補助金申請のながれ

(1) 事前相談、申請書類準備

申請書、見積書、掲示板図面、設置箇所案内図等をご用意ください。

※私有地（私道を含む）にあつては地権者の承諾書、区道にあつては占用許可書をご用意ください。



(2) 補助金交付申請

地域振興課地域振興係（区役所4階26番窓口）



(3) 補助金交付決定額の通知

現地確認後、審査を行い、補助金交付予定額を通知します。



(4) 設置工事着手

交付決定通知が届きましたら、工事に着手してください。



(5) 設置工事完了届

工事が完了しましたら、次の書類等を提出してください。

- ① 完了届
- ② 工事施工写真及び業者に支払った領収書（写）



(6) 補助金交付額確定の通知

現地確認後、確定額を通知します。



(7) 補助金交付請求

確定額通知書が届きましたら、請求書を提出してください。



(8) 補助金の交付

指定の口座に補助金を振り込みます。